

県域放送制度の課題

— 関東広域圏における群馬県の事例を中心に — Issues about prefecture area broadcast system — Mainly on an example of Gunma prefecture

箄島 専^{†1}, 吉見憲二^{†2},

関野康治^{†3}, 樋口喜昭^{†4}, 深澤輝彦^{†5}

Makoto OSAJIMA, Kenji YOSHIMI,

Yasuharu SEKINO, Yoshiaki HIGUCHI and Teruhiko FUKAZAWA

1 研究の背景と目的

地上デジタルテレビジョン放送の全面開始を2011年7月24日に控え、地上テレビジョン放送局のデジタル化関連の設備投資負担が特にローカル局の経営に影響を与えている。また、BS デジタルテレビジョン放送については2011年において新たな委託放送業務の開始を予定していることや、東経124度/128度のCS デジタルテレビジョン放送が昨年からハイビジョン放送を開始していること等を背景に、地上テレビジョン放送と衛星テレビジョン放送との競争も今後一層進展することが予想される。さらに中長期的には、CATV、IPTV との競争も激しさを増すことが予想される。

このように、ローカルの地上テレビジョン放送局の経営を取り巻く環境が厳しいものとなっていく中で、県域放送制度（本稿では、放送普及基本計画において都道府県を基本単位として放送対象地域を規定し、複数の都道府県を含む広域放送、単独の道県による県単位の放送を組み合わせて地上テレビジョン放送の免許を交付している制度を指して、県域放送制度と呼ぶ。）を基本とする地上テレビジョン放送の制度設計が今後も維持されるべきかどうか筆者らは注目した。

県域放送制度について、放送法第2条の2第1項においては、「総務大臣は、放送（略）の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。」としており、放送普及基本計画の策定においては、同条第2項において、「（略）放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認めら

れる一定の区域（以下「放送対象地域」という。）、「放送対象地域ごとの放送系（同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる放送局の総体をいう。（略））の数の目標」を定めることとしている。また、放送普及基本計画の策定の考え方として、同条第3項において、同計画を「放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める。」こととしている。

このように放送普及基本計画を中心とする現在の放送局の置局制度においては、放送対象区域は総務大臣の決定によるものとされている。これについては、放送法第2条の2第2項の一連の規定のとおり、放送用割当周波数に係る技術的な問題の他に、地域の経済的あるいは社会的な事情等が勘案されているが、必ずしも行政区画である都道府県を基本単位として、放送対象区域が定められることと法定されているわけではない。県域放送制度が、地域の歴史的経緯、経済圏、文化的一体性、地理的状况からして、結果的には妥当なものとして理解されてきたことや、地域の政治ニュースを中心とするローカルニュースの充実に寄与してきたことは否めないものの、全国放送である衛星放送の伸張や、CATV、コミュニティ放送等の地域に密着した放送の多様化の中で、改めて県域放送制度の是非を検証する必要があると考えられる。

このため、筆者らは、県域放送制度の今日的意義について、都道府県の特徴に応じて、全国数箇所を選びヒアリング調査を行うこととした。本稿では、その先行的な調査報告として、群馬県における地元メディア、群馬県の政治、行政等の関係者へのヒアリング調査結

†1 早稲田大学大学院国際情報通信研究科准教授

†2 早稲田大学大学院国際情報通信研究科後期博士課程

†3 高崎市 ICT 推進協議会事務局長
(2008年度より、早稲田大学大学院国際情報通信研究科にて「情報通信政策過程論」招聘講師。)

†4 早稲田大学大学院政治学研究科修士課程

†5 高崎市 ICT 推進協議会事務局次長
(2008年度より、早稲田大学大学院国際情報通信研究科にて「情報通信政策過程論」招聘講師。)

果の報告と当該結果を踏まえた課題の抽出を行う。

なお、特に群馬県について先行的な調査報告を行う理由について略述する。群馬県の地上デジタルテレビジョン放送（放送大学を除く.）には、①関東広域圏（放送普及基本計画において、「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を併せた区域をいう.」とされている。）を放送対象地域とするキー局5局、②関東広域圏（放送普及基本計画において、キー局の放送対象地域から茨城県を除いたものとされている。）を放送対象地域とするNHKの行う総合放送、③NHKの行う教育放送（放送普及基本計画において、全国を放送対象地域とする.）、④群馬県を放送対象地域とする一般放送事業者の放送として1局（群馬テレビ株式会社。以下、「群馬テレビ」という。）が存在する。このように、キー局、NHK総合放送が関東広域圏の放送を行う一方で、群馬県のみを放送対象地域とする群馬テレビが存在しているという特殊性があることが第一の理由である。なお、NHKの行う総合放送については、NHKの「平成21年～23年度 NHK 経営計画（説明資料）」^(注1)において、「地上放送のデジタル化のメリットを生かして、完全デジタル化への移行をめどに、群馬県、栃木県の県域テレビ放送サービスを開始する方向で検討を行います。（*南関東＝神奈川県、千葉県、埼玉県における県域放送については、視聴者のみなさまの要望や視聴実態などを勘案しつつ、平成23年以降、検討していく方針です.）」とされている。今後のNHKの行う総合放送の放送対象地域の変更については、放送普及基本計画の変更などの制度整備を行う必要があり、NHKの経営計画の内容が実現するかどうかは予断すべきではないが、群馬県内における関東広域圏放送の意義と単県の放送の意義の比較において、NHKが総合放送について後者の意義に力点を置く方針であることは一層の注目に値するものと考えた。

第二の理由は、群馬テレビと県とのつながりが、比較的濃厚であることである。平成21年5月1日現在の同社の会社概要によれば、群馬テレビに対して群馬県が15.06%の出資比率（株主中1位）、前橋市が5.38%の出資比率（同3位）を有しており、取締役（非常勤）に群馬県知事、群馬県会議長、前橋市長が就任している。また、平成21年5月30日現在の同社ホームページによれば、放送番組審議会委員8名中に、群馬県広報課課長、群馬県教育委員会生涯学習課課長の2名の県の職員が就任している。地元自治体が出資を行っている他の放送局に比して、これらが際立って突出したものであるとまでは言えないが、比較例として、同じ関東広域圏の中の県域放送局である株式会社テレビ神奈川については、神奈川県の出資を受けているが、神奈川県の職員は同社の放送番組審議会の委員に就任してはいない。但し、筆者らは、地元自治体と

県域放送局の出資関係や人的関係そのものを一概に否定的に解するものではない。

第三の理由は、群馬県の政治風土に注目したためである。地元の政治ニュースを報道せしめることは県域放送制度の意義の一つであると考えられ、視聴者からの地元の政治問題や選挙等への関心が高いことはその意義をより大きいものにすると考えられる。この点では、群馬県は戦後において4名の地元出身の首相を有しているなど、全国的に見ても政治的な関心を集めてきた地域である。また、平成19年7月に執行された前回の群馬県知事選挙においては、県議会と知事の対立を背景に、現職の知事を含む保守系候補が複数立候補し、僅差で新人が当選（現職知事の得票率34.26%に対して、35.76%の得票率）し、第3位の保守系候補も22.33%の得票率を得た。このような政治状況の中、県政に対する関心も高いものと考えられる。

2 県域放送制度の沿革と現状

本章では、テレビジョン放送の県域放送の沿革と現状について略述する。

昭和25年に、電波法、放送法、電波監理委員会設置法が制定された。そこでは、放送によって、受信料制度に基づきあまねく放送サービスを提供することを義務とするNHKに対して、広告放送などによって事業を行う一般放送事業者の併存体制が定められた。一般放送事業者の設立については、上記三法の制定を受けて定められた「放送局開設の根本的基準」（電波管理委員会規則第21号）によって、一般放送事業者の事業申請受付にあたっての方針が示された。具体的には、放送局は中央都市に偏らず全国に分散させること、当面、東京に二局、他の都市に一局の免許とすること、東京の二局は性格の異なる放送局となることが望ましいことなどが示されていた。このような制度整備を経て、昭和28年8月に日本テレビ放送網が最初の民放テレビ局として開局した。

昭和32年には、当時の郵政省による第一次の放送用周波数割当計画（チャンネルプラン）発表によりテレビジョン放送局の全国的な置局計画が示されることとなった。チャンネルプランにおいては、関東、近畿、中京の3つの広域圏と、岡山県と香川県の組み合わせ、島根県と鳥取県の組み合わせを例外として、その他の地域では県単位にテレビジョン放送局を置局することとされた。なお、チャンネルプランは、電波法第7条第1項第2号に定める無線局免許の審査基準である「周波数の割当てが可能であること」を裏付けるための計画（告示）であったが、電波法、放送法において策定が明文化されたものではなかったことは、現在の放送普及基本計画との対比上、注目に値する。実際的にも、チャンネルプランを受けて、各地で免許申請が活発化したが、申請内容がほぼ同等で優劣をつけが

(注1) URL : <http://www3.nhk.or.jp/pr/keiei/plan/>

たいものもあり、地元自治体や地元経済界に調整を依頼し申請を一本に集約し、他の申請を取り下げるいわゆる一本化調整が行なわれた。また、戦前の新聞統合で一県一紙体制が確立していたため、関東、関西圏以外のローカル局の置局にあたっては、地元新聞社が積極的な姿勢を示すケースが多かったことも、結果的には、県域放送制度を現実的に定着させることにつながったと考えられる。

チャンネルプランは、法律上の明確な根拠を有しないながらも、実体的には放送局免許の基本的方針であり続けたが、より法的な整合性を確保するために、昭和63年の放送法の改正により、同法第2条の2の放送普及基本計画に関する規定が定められた。また、チャンネルプラン（放送用周波数使用計画）についても電波法第7条第2項において、審査基準として「総務大臣が定める放送用周波数使用計画（放送をする無線局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。）に基づき、周波数の割当てが可能であること。」が明らかにされ、放送普及基本計画との関係については、同条第3項において「放送用周波数使用計画は、放送法第2条の2第1項の放送普及基本計画に定める同条第2項第3号の放送系の数の目標（次項において「放送系の数の目標」という。）の達成に資することとなるように、第26条第1項に規定する周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち放送をする無線局に係るもの（次項において「放送用割当可能周波数」という。）の範囲内で、混信の回避その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるものとする。」とされ、放送普及基本計画との対応が明確にされている。

現在の放送普及基本計画は、放送法に基づく総務省告示であり、新たな放送局の置局の計画に対応して改正が行われる。地上デジタルテレビジョン放送については、前述した関東広域圏の他に、「中京広域圏」として「岐阜県、愛知県及び三重県の各区域を併せた区域」を、「近畿広域圏」として「滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域」を定めている。その上で、NHKの行う総合放送については、茨城県を除く関東広域圏の放送、それ以外の道府県の県域放送を行うこととし、NHKの行う教育放送は全国放送としている。また、一般放送事業者の放送に関して、放送系の数の目標として、関東広域圏では5系統、中京広域圏及び近畿広域圏では4系統、北海道及び福岡県並びに岡山県及び香川県の各区域を併せた区域では5系統、岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、石川県、長野県、静岡県、広島県、愛媛県、長崎県、熊本県及び鹿児島県では4系統、青森県、秋田県、富山県、山口県、高知県、大分県及び沖縄県並びに鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域では3系統、福井県、山梨県、宮崎県の各区域では2系統、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、

神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び佐賀県では1系統の放送を行うこととしている。（なお、これら1系統の放送を行うこととされた都府県においては、3つの広域圏で放送を行うキー局及び準キー局以外のいわゆる独立系のUHF局が13局開局している。）

このように、チャンネルプランから放送普及基本計画へと制度的な変遷を経ながらも、3つの広域圏と岡山県、香川県、島根県、鳥取県の4県を例外として、県単位で地域の経済的事情等を踏まえて放送局免許が付与されており、電波の伝播等の技術的問題を踏まえながらも、広告放送を主とする一般放送事業者の経営基盤と不可分な地域の経済力が各都道府県の放送系の数に影響を与えている。

特に、本来は主として周波数割当てのための技術的事項の検討を踏まえて定めるチャンネルプランにおいては、一般放送事業者の経営的側面等については付随的な判断材料であったが、放送普及基本計画においては「経済的社会的文化的諸事情」も踏まえた結果としての県域放送制度の性格がより法律的に明確化されたものとなっている。

3 群馬県を实地調査する上での県域放送制度に関する問題意識

群馬県の実地調査を行う上で、主たる背景としては、NHKが放送対象地域の変更を計画しており、一方で群馬県のローカルコンテンツに関するキー局の編成方針には表面上の変化が見られない現状で、群馬テレビの県域放送に対するスタンスはどのようなものであるか、という点があった。

前章では、県域放送制度の沿革について取り上げたが、県域放送制度は、デジタル化の進展や他の放送メディアの登場以前から基本的性格を変えていない。一方で、地上テレビジョン放送を取り巻く環境は変化している。そのため、デジタル化や衛星放送の開始、CATV、IPTV等の有線系の放送メディアの伸張による多チャンネル化を踏まえて、多チャンネル化以前（専ら地上テレビジョン放送局同士で競争）とそれ以後に分けて、県域放送制度について、一般放送事業者側、視聴者側それぞれのメリットとデメリットを先ず考察した。さらに、単県ごとに放送局を設置する場合についての考察を基本にしつつ、広域圏の放送について付加的な考察を行った。

表1 多チャンネル化以前の単県の放送

	メリット	デメリット
事業者	過当競争回避/地元資本中心の安定的経営	放送対象地域(=商圏)の制約による経営努力の限界
視聴者	地元コミュニティの函養/ローカルニュースの充実	経済力格差の情報格差への直結

多チャンネル化以前における単県の放送では、事業者側のメリットとして、地上テレビジョン放送局同士の同一地域での過当競争が制度的に回避されていることにより、地元資本中心の安定的経営が実現できることが挙げられる。一方、放送対象地域が固定されていることは、経営努力による商圏拡大が不可能であるというデメリットであると考えられるが、キー局を中心とした系列のシステムが存在することから、実際上は隣県への進出意欲を持ち得ないという事情があり、現実的なマイナス面であったとは考えにくい。

一方で、視聴者側のメリットとしては、地元のコミュニティを涵養できること、ローカルニュースが充実することなどが挙げられる一方で、県単位での経済格差が、そのまま情報格差につながるデメリットが存在したと考えられる。

表2 多チャンネル化以前の広域圏の放送
(表1に付加してのメリットとデメリット)

	メリット	デメリット
事業者	比較的に広域な放送対象地域(=商圏)の確保	複数の都府県にわたるローカルコンテンツの編成の難しさ
視聴者	チャンネル数の多さ/一般的なコンテンツの充実	居住地域に関するローカルコンテンツの少なさ

単県の放送の場合のメリット、デメリットに加えて、事業者側においては、より広域の放送対象地域を有することによる収益力を生かして、キー局あるいは準キー局として、他のローカル局に対する優越的地位を築いたことは付加的なメリットであった。一方、ローカルニュースやローカル情報番組について、対象となるエリアが広がることによる編成上の困難が存在した。

視聴者側では、チャンネル数の多さや一般のコンテンツについてはより充実した番組が享受できるというメリットに対して、居住地域に関するローカルコンテンツは単県の放送の場合より少なくなるというデメリットが存在した。

表3 多チャンネル化以後の単県の放送
(表1と比べて変化する点)

	メリット	デメリット
事業者	他の放送メディアとの競争の進展により、メリットは薄れる。	他の放送メディアとの競争の進展により、デメリットは拡大。
視聴者	CATVやコミュニティ放送などの補完により、メリットは薄れる。	全国放送である衛星放送の登場で、デメリットは薄れる。

事業者側については、放送対象地域での過当競争回避というメリットが地上テレビジョン放送以外の放送メディアとの競争が激化することにより相対的に縮小する。一方で、他メディアとの競争を行う上で、商圏

が固定化されていて機動的な経営戦略が取れないことや近隣の放送局との合従連衡が制約されるなどのデメリットが増すと考えられる。また、多チャンネル化においては、コンテンツの制作や流通に関する異業種間の連携が進むために、地元資本中心での経営のメリットも縮小すると考えられる。

一方で、視聴者側にとっては、メリット、デメリットともに薄れ、県域放送の制度そのものへの関心が低下していく傾向が生じるものと考えられる。

表4 多チャンネル化以後の広域圏の放送
(表2と比べて変化する点)

	メリット	デメリット
事業者	広域圏の放送であるため、全国を放送対象地域とする衛星放送等との競争に当面は耐えやすいが、長期的にはメリットは薄れる。	デメリットは継続。但し、他の放送メディアとの競争上、ローカルコンテンツの経営戦略上の重要性は変化しうる。
視聴者	衛星放送等の視聴が可能になり、多チャンネル、多様なコンテンツを享受可能となるため、メリットは薄れる。	デメリットは継続。但し、放送局側が他の放送メディアとの競争上、ローカルコンテンツをより重視するか、あるいは軽視するかによって、デメリットの程度は変化しうる。

事業者側では、ローカルコンテンツ以外の一般的なコンテンツ(ドラマ、スポーツ、全国ニュース等)に一層注力することにより衛星放送等との競争に耐えるか、あるいはローカルコンテンツにより力を入れることにより衛星放送等との差別化を図るかの戦略上の選択肢があるが、広域圏という放送対象地域は当面の競争に耐えやすいとはいえ、長期的には経営上の制約となる可能性がある。

また、視聴者の側からは、広域圏の放送を視聴するメリットを感じにくくなることに加え、放送局側の戦略によっては、ローカルコンテンツの視聴機会が一層少なくなる可能性もある。

以上の考察は一般放送事業者について行ったものであるが、NHKについても概ね同様の考察が得られるものと考えられ、群馬県においてNHKの総合放送が広域圏の放送から群馬県単県の放送に変更されるとすれば、多チャンネル化において、よりローカルコンテンツを重視する立場になるものといえる。しかしながら、特に群馬テレビとの競合について実地の考察を行う必要がある。

また、群馬テレビについては、他メディアとの競争が進展し、従前のキー局との競争以上に経営環境が厳しいものとなり、さらにCATV等のローカルコンテンツを発信するメディアも多様化する中で、より積極的な経営戦略や独自性のあるローカルコンテンツ制作が課題となると考えられる。特にNHKの総合放送の

放送対象地域の変更については、影響の有無と群馬テレビ側の対応を実地に考察する必要がある。

4 群馬県における実地調査の実施

前章のような県域放送制度に関する問題意識を踏まえ、群馬県において、2009年5月14日、15日、22日の3日にわたって、実地にヒアリング調査を行った。

調査先は、表5の通りであり、NHK、群馬テレビに加え、客観性確保のために、他の地元メディアに対しても調査を行うとともに、県庁、地元県会議員、地元観光協会関係者にそれぞれの立場からの意見を求めたものである。

以下、ヒアリングの内容について調査実施の順に概要を記す。

表5 調査先リスト

調査日	調査先
2009年5月14日	群馬県庁企画部広報課
2009年5月14日	FM群馬
2009年5月15日	群馬県議会議員 山本龍氏
2009年5月15日	群馬県議会事務局調査広報課
2009年5月15日	上毛新聞社
2009年5月15日	高崎観光協会
2009年5月22日	NHK 前橋放送局
2009年5月22日	群馬テレビ

①群馬県庁企画部広報課

取材日時	2009年5月14日 15時～16時
取材相手	課長 折笠泉氏 次長 黒澤達也氏 報道係長 土田正男氏 係長補佐 岡田博文氏
取材場所	群馬県庁

素材を流す媒体として、県にとって群馬テレビは貴重な存在である。地域に特化したニュースを提供することが群馬テレビの使命ではあるが、莫大な経費がかかり経営が苦しくなっている。県の要望としては、身近な情報や災害時の情報などキー局が取り上げないニュースをもっと取り上げて欲しいが、人的な問題や予算的な問題があり、県で期待しているような充実した番組がなかなか作られていないことが実態としてある。

県議会の中継や市長へのヒアリングは、群馬テレビの番組の中でも比較的視聴率が良い。県政の情報を流すことは県民の立場からも意義のあることであり、県としては好意的に捉えている。

議会では、群馬テレビの在り方として、もっと群馬の情報を県外に発信すべきではないかという議論があった。その一環として、今年度から県政情報番組を栃木テレビと相互に流通させるということを試みている。群馬の物産、観光地などの情報を栃木に流し、交流のきっかけとしてもらうことを目的としている。同様の話題は北関東の広報課長会議でも出ており、東京

MX テレビとは連携について検討している。隣接県に限定せず、例えば「温泉」という共通点から、九州や近畿の地域とパートナーシップを組むという構想もある。ただ、予算的には非常に厳しく、実現は困難であることが予想される。

キー局だけでなく、衛星やケーブルテレビとも群馬テレビは競争しなければならないが、県民側からすると選択肢がある現状は悪くないはずである。何を選ぶかは視聴者に委ねるしかないが、高校野球や地元のニュースなどのローカルコンテンツは関心が高く、何があってもローカル局の存在意義は残るのではないかと。

ローカル放送局を増やすことについては、共倒れの懸念があり、あまり期待できない。キー局にローカルニュースの枠を義務づけることは、視聴者離れに繋がることから、群馬テレビは猛反対するのではないかと。本来、県民の立場からは、ローカルニュースを流すメディアが増えるのは好ましい話であるが、現状では群馬テレビはキー局に太刀打ちできない。まず、群馬テレビの番組を充実させることが課題である。

群馬は高崎、前橋、伊勢崎、桐生など都市が点在しているため、放送内容が一部の都市に偏ることはない。均等に地域の話は取り上げられており、県域放送見直しの必要性は特に感じない。群馬以外の事例は良く知らないため、他県との比較は難しい。

群馬テレビの放送番組審議会には、県庁から広報課長と教育委員会の生涯教育課長が参加している。これは県が群馬テレビに出資していることや、番組を持っている経緯からではないか。放送法には構成メンバーの制約はないため、問題であるとは考えていない。

県が大株主であることは、設立当初においては社会資本の整備などの政策的な面で意味があった。しかし、現在では県の役目は終わり、群馬テレビの自主努力でやる時期にきているのではないかと議論もある。

群馬テレビは2007年度に1億円の赤字を出しており、累積でも赤字が貯まっている。県では、地デジ対応と番組枠の購入以外の一般的な運営補助は行っていない。地デジの整備が落ち着けば健全な経営に戻ると考えている。

県では、独自に県の情報をインターネット配信している。コンテンツは、県政トピックス（係員が撮影した身近な県政ニュース）、県民レポート（県が委託している一般県民のライターが投稿する動画）、地域ニュース（係員が撮影した地域ニュース）、映像ライブラリ（過去に流した県政番組）の4つである。

② FM 群馬

取材日時	2009年5月14日 16時15分～17時15分
取材相手	編成部長兼報道部長 金井政人氏 総務部長 鈴木勉氏 総務部参与 石田哲博氏
取材場所	FM群馬本社

FM群馬は地域のラジオであり、地域密着が設立当初からのコンセプトになっている。他県では、地域ラジオは一般的にAMとFMの2波でやっているが、群馬はFMだけである。ずっとFM1波でやってきたので、他県のように2波ある感覚はわからない。デジタルになってしまえばFMとAMの違いもなくなり、音楽だけでは難しくなる。ニュースを含めた地域の情報発信をしていかないと存在意義がなくなってしまう。衛星も含めて多メディア化していく中で、特化した専用チャンネルには、その専門分野では勝てないが、ニュースや音楽をバランス良くそろえたメニューで勝負したい。ローカルニュースでは上毛新聞には追いつけないが、夕方にニュースを入れることや、政治経済よりも生活密着の情報にフォーカスするなどの工夫をしている。

ラジオはリスナーの生活感覚とのフィットが大事。群馬の場合、コミュニティでは小さく、関東広域になると大きくなってしまふ。県域については、リスナーの生活感覚と概ねフィットしており、見直しの必要性は特に感じない。よりローカルコミュニケーションにしても良いのではという議論もあるが、一次情報を発信するメディアとしての部分とコミュニティを重視する部分のバランスが大事であり、どちらかに偏るとバランスが崩れる可能性がある。逆に、より広域にしても100キロ圏内の茨城や長野の情報がそこまで必要とは考えられない。生活範囲と電波の届く範囲が一致していればいいのではないかな。

首都圏の電波も入るが、例えば、天気予報では東京の情報がメインになっていて、生活範囲とずれている。

聴取率調査対象地区の高崎や前橋では50%以上の聴取シェアがあるなど、県民からは支持されている。それでも3%、数万人の世界であり、テレビと比べて全体のパイも少ない。東毛地区は近隣の県が入り乱れており、他と比べて課題がある。

群馬は車社会であり、車内で聴いているリスナーが6、7割である。毎日ニュースをチェックしている人は群馬テレビを見て、年輩の方などはNHKの定時ニュースを見るなど、差別化が図られている。いかに興味を持ってもらえる情報を入れるか、時間帯を考えて編成している。群馬テレビとの競合についてはあまり考えていない。

1局でやっていることや予算がテレビよりかからないこと、記者クラブに加盟していて報道情報の感度が高いことなどがFM群馬の強みである。不況下で減収減益ではあるが、黒字は確保している。

課題の1つは、群馬県から近隣の県への情報発信がないこと。NHKは1都6県ニュースで発信している。以前は、関東甲信越の災害対策も念頭に置き、情報を各県が持ち回りで担当する番組があった。現在でも、各局のおすすめ音楽を紹介するなどの単発番組はあるが、定期的ものはない。逆に、同じ情報の質であれば

群馬の話題を入れるが、情報の質が高ければ他県のニュースを取り上げて構わない。大きなニュースであれば世界でも伝えようと思う。交通事故やコンビニ強盗なんかは群馬県内のものでないに関心がないので、そのあたりのバランスが合えば視聴者のニーズもあるのではないかな。コンテンツの外部提供は需要と機会があれば是非やりたい。

FM群馬設立時に47社もの企業から出資の立候補があり、当時の郵政省から依頼されて県が一本化を行ったという経緯がある。どこか1社が強くならないように県が筆頭株主となり、そこから番組審議会に2名職員を派遣するという流れになったのではないかな。

番組審議会の意見は翌週の会議で報告され、制作現場にも伝わる。モニターの意見やリスナーからのメールなどもあり、番組審議会だけが影響を持つことはない。見識者という立場から、意見を伺っているという捉え方をしている。ここ4年くらい担当して、番組審議会を特別に意識したことはない。

理念として、メディアであるからには自主独立でやるべきというはある。県との関係があっても、報道に影響がないように注意している。県の不祥事などを出さなければ、リスナーに分かってしまう。報道のレベルが達していないというのものもあるかもしれないが、県からの圧力を感じたことはない。番組審議会ではなく、放送人権委員会で問題になったことはある。その際には、番組審議会には経緯と社の対応等の報告を行った。

マスメディア集中排除原則の関係で、県が群馬テレビの出資比率を上げたことにより、FM群馬の出資比率は下げた。株主が安定しているので、県の出資比率が上がることはないので、マスメディア集中排除原則については問題視していない。

③群馬県議会議員 山本龍氏

取材日時	2009年5月15日 9時45分～10時45分
取材相手	群馬県議会議員 山本龍氏
取材場所	山本龍後援会事務所

NHKの県域放送化には賛成である。現状では、群馬テレビよりもNHKの方がしっかりしたローカルニュースを提供できると考えている。県域放送化により関東6都県ニュースの時間が群馬県単独のニュースの時間となり、単純計算でも6倍以上のローカルニュースが流されることになる。群馬テレビの立場からは反対するであろうが、県民にとってはメリットが大きい話である。

一つの例として、浅間山噴火の際に、群馬テレビはニュース速報のテロップすら流していなかった。今回のパンデミックについてもほとんど放映していない。そのため、県民はNHKやキー局のニュース番組から情報を得ていた。災害情報は県民の関心が高いコンテンツであるにも関わらず、情報を提供しないのはローカル放送の態度としてはおかしいのではないかな。県域

放送を標榜するのであれば、災害情報をきちんと報道しないと存在意義がない。

群馬テレビについては、県民でさえほとんど見ていないという批判が公然とある。群馬テレビの自社番組制作比率は4分の1に満たず、残りは他箇所から購入してきたコンテンツであると言われている。ローカルコンテンツを増やして欲しいとの要望はあるが、これに応えていないことが視聴率の低下や県民離れを招いているのではないか。

県はこのような地域密着とは程遠い状況下で、群馬テレビに対して地デジ投資の補償の名目で2億円出資している。この予算には議員の立場として反対したが、結果として通ってしまった。無批判に出資を行っている背景として前知事時代の県政と群馬テレビとの癒着構造があるのではないか。また、群馬テレビの役員に県庁のOBが多く、経営の非効率性を助長しているのではないか。

インターネットを通じて議会中継を行うことを提案したところ395万円の予算がついた。一方で、群馬テレビにおける議会中継の放映枠は約3000万円の予算であり、県から群馬テレビへの間接的な援助となっているのではないか。出資以外の直接的な債務保証はないが、県がバックについていることにより一種の信用となっていることは否定できない。

県からの出資を引き上げ、コンテンツ主義で群馬テレビを運営していくという意見には概ね賛成である。そのためには、群馬テレビをトップとしたコンテンツ産業の再編が必要であり、もっとコンテンツを自前で作る意識がなければならない。注目度の高い地元のコンテンツとして高校野球や選挙速報、夏祭りの特集などがあるが、それ以外にもローカル意識を育てる機能を考えなくてはならない。

一つの具体案として、文化アーカイブ機能が挙げられる。メディアアーカイブとして貴重な資料映像、例えば地元の踊りの最後の伝承者の映像記録などを県民にオープンなかたちで提供することを考えている。本来、こういった文化アーカイブはローカル放送局が担う役割ではないだろうか。

④群馬県議会事務局調査広報課

取材日時	2009年5月15日 11時15分～11時50分
取材相手	係長 浅野春仁氏 主幹 濱野朋義氏 主幹 山崎隆之氏
取材場所	群馬県庁

群馬テレビとの関わりとして、平成15年度から「県議会最前線」という1回10分の紹介番組を委嘱して放映している。これはスポット広告ではなくタイム広告として扱われている。

平成18年5月からは、群馬テレビにおいて本会議における一般質問の生中継を実施している。インターネット配信も同時期に始まっており、群馬テレビが撮

影した映像を県のホームページで2次配信している。加えて、ホームページでは本会議中継の録画配信も行っている。

本会議の生中継が実施された経緯として、一般質問に一問一答形式が導入され、視聴者が見ていて面白いものになったことが挙げられる。地元の支援者に活動が見てもらえるなど議員からの評判は良く、「県民に開かれた議会」の趣旨にも一致している。視聴率は県では把握していないが、委員会の中継についても要望が出るくらい反響はあるようである。ただ、委員会の中継については、インターネット中継でもすべての委員会を網羅することは難しく、2009年5月の定例会から委員会記録をホームページに載せる方向で調整している。

インターネット中継の予算は年間で189万円ほどである。群馬テレビに対しては、11回分の放送枠の買い取りというかたちで年間に3300万円ほど支払っているが、これは妥当な額だと考えている。議会中継の放映時間は朝10時から夕方17時くらいまでで、昼休みは放送していない。

議会中継にはスポンサーはつけていないため、全面的に県が負担している。スポンサーをつけない理由としては、公平公正の観点からの問題がある。例えば、橋を作ることを提案した議員の発言の後に建設会社のCMが流れると、視聴者からは良くないイメージを抱かれる恐れがある。昼休みの時間帯についても、「県議会最前線」の再放送や文字ニュースなどを放映しており、企業色を排している。そのため、仮に企業からのオファーがあっても県としては断るスタンスである。

県が出資していることは、群馬テレビを選んだ理由とは関係ない。議会中継は長時間のコンテンツであり、群馬テレビ以外のキー局が受けてくれることは考え難い。キー局のニュースでは質問と答弁の一部分だけを抜き出しており、本来の意図が理解できない、編集の過程で手が加わってしまうなどの可能性がある。「県民に開かれた議会」の趣旨からは、編集の手を加えず、すべてを放映する必要性を感じている。そのため、群馬テレビは重要な位置にいる。

群馬テレビは市町村のレベルまでニュースを流しており、地元根付いている。高校野球も予選からすべての試合を放送できるなど、キー局の系列でないために自由がきくところがある。群馬テレビに代替するものがあれば乗り換えることも検討するが、現状では想像できない。ただし、NHKについてはローカル放送を行うことについて期待できる面もあると考えている。

⑤上毛新聞社

取材日時	2009年5月15日 14時00分～15時00分
取材相手	編集局次長 吉田典之氏
取材場所	上毛新聞本社

上毛新聞は群馬県内で、最大のシェアを持っている。ただ、東毛地区（太田、桐生、館林）では、従来から読売新聞が強く、また栃木県の栃木、足利、佐野とまたがる両毛地区とのつながりがあるため、若干シェアが下がる。販売努力に加えて現知事が東毛出身であることから、この地域でも部数が伸びており、県全体へ浸透しているといつてよい。群馬テレビに対しては、まったくライバル視はしていない。

群馬テレビは県への依存度が高い。県からの出資比率が15%を超えており、県からの影響を無視できないレベルである。議会放送の生中継も群馬テレビの収入確保のためと考えられる。地デジへの投資で数年間赤字が続いている群馬テレビにとって、安定的に収入が確保できる県の存在は大きい。

群馬テレビの経営については、伝統的にトップが群馬銀行出身者、ナンバー2が県庁出身者で固められている。県の批判をしづらい構造であるが、県がバックにいるのは経営上仕方ない面もある。県民にも県の影響は伝わっているが、視聴率が低い気にはしていないと思われる。

上毛新聞の県からの仕事の受注は現在はグラフ群馬という写真誌だけである。しかも、競争入札であり、雑誌制作だけならこちらの持ち出しで、広告で利益を出している。そのため、権力監視機能は担保できていると考えている。

記者の数は集まるニュースの数に直結するが、群馬テレビは記者の数が少なく、取材力が乏しい。上毛新聞はパートを除いた社員記者で60数人いる。

群馬テレビの設立当初は、上毛新聞からニュースや人材を提供していたが、現在では、法人株主として当社の社長が役員として名を連ねるだけで、それ以外ほとんどつながりがない。提携についても、あまりメリットは感じられない。一方的にリソースを持ち出されてしまう危惧がある。仮に群馬テレビから役員の派遣要請などがあるかもしれないが、それに応じるかはわからない。

NHKの県域放送は群馬テレビにとって脅威になり得る。地元のニーズはあるかもしれないが、群馬テレビは反対している。上毛新聞においては、あまり影響はないと考えられる。富岡製糸場を中心とする絹遺産の世界遺産登録などの企画でNHKとタイアップできる可能性もある。

群馬のエリアは県域として丁度良い範囲である。これ以上エリアが拡大したら、ローカル色が薄くなる。地域にこだわるのがローカル放送の生き残る道であり、現にFMはより地域に密着して活路を見出している。上毛新聞も、一面と社会面にローカルニュースを置くように紙面を変えてから部数が伸びた。経済、文化面や地区版、スポーツ欄でも徹底して地元ネタにこだわっている。

キー局は東京集中を強めており、収益的な面から積極的にローカルニュースを取り上げることは考えづら

い。

今、紙面全体にカラー印刷を入れられる新しい輪転機を備えた新印刷工場を伊勢崎市に建設中で、11月に本稼働させる予定である。

⑥高崎観光協会

取材日時	2009年5月15日 17時00分～17時40分
取材相手	理事長 羽鳥修司氏
取材場所	高崎市役所内

群馬県に関する情報の発信が、テレビジョン放送により十分に行われているとはいいがたい面がある。これは、キー局やNHKが首都圏全体を対象に放送を行っている中で、例えば中心地である高崎の情報についても埋没している面があると考えている。

政治的には、高崎を中心とする旧群馬3区は、戦後、4人の総理大臣（福田赳夫、中曽根康弘、小渕恵三、福田康夫）を輩出したが、日常的には、首都圏で群馬や高崎の政治がニュースになることはない。

観光情報についても、近年では、市民中心で立ち上げた「高崎映画祭」が23年目を迎え、高崎の春の風物詩として定着しているが、やはり対外的な情報発信の規模は小さいものとなっている。だるまの生産では全国の9割近くを高崎市で生産していることは比較的よく知られているが、ヤマダ電機の本社が高崎にあることなど、産業面の話題もあまり知られていない。

これらについて、キー局、NHKに関する問題の他に、群馬テレビの情報発信力が十分に発揮されていない面があるだろう。しかしながら、群馬県内の行事やイベントを積極的に放送するテレビ局は群馬テレビ以外にないことは事実であり、地元の産業界で群馬テレビを支えながら、人材面も含めて地元テレビ局の特色を発揮できるような企業になってもらう必要がある。

その際に、何ごとも競争が必要であるから、NHKがもっと群馬県の放送を取り扱うようになることは、好意的に考えるべきではないか。地元の情報が扱われる機会が増えるという意味でも、NHKの県域放送化について反対する理由はない。また、NHKが短時間放送した県内のニュースを群馬テレビがより詳細に掘り下げて視聴者の関心を得ればWIN-WINの関係が構築できる。群馬テレビがNHKに視聴者を奪われるという面だけを悲観的にとらえる必要はない。

⑦NHK 前橋放送局

取材日時	2009年5月22日 11時～11時40分
取材相手	副局長 篠塚信明氏 放送部長 峯岸正雄氏 技術部長 梶間敏幸氏
取材場所	NHK 前橋放送局舎

NHKの県域放送化は、地元からの要望を踏まえている。平成11年には、関東地方知事会によって、首都圏の各県における県域放送化についての要望が行われている。また、平成16年には、群馬県における

NHKの県域放送化について、県知事からは放送サービスの公共性、公益性や災害時の情報提供の観点から、市長会と町村会からは地域の情報格差を是正する観点から、また経済団体からは情報格差による経済格差を是正する観点から、それぞれ要望書の提出を受けている。

視聴者の要望としても、平成18年秋にNHKが行ったアンケートでは、60パーセント以上が県域放送化を希望しており、一方で現在の関東広域圏の放送を維持することを希望するのは10%程度であった。また、視聴料に関する説明の中でも、県域放送化への視聴者の期待があるのを感じている。

これらを踏まえて、NHKの経営計画の策定を行っているが、今後、放送普及基本計画の改正など所要の手続きが国において検討されることとなる。

県域放送化は、前橋放送局から群馬県内に対して放送波を伝送するという技術的仕組みを作るということであって、放送の中身がどうなるかは、その上で検討していく問題である。

基本的には、県域放送化を行ったとしても、全国、首都圏、群馬県の情報について、相互のバランスをとって放送していくという従来からの方針が変化するわけではないし、視聴者のニーズにも適うものであろう。まだ仮定のものであるが、県域放送化になったとして、群馬県の情報についての放送の枠は、一日で一時間以内であると想定している。この他に、例えば、高校野球の地区予選の中継など、臨時に行う番組がある。また、首都圏に関する情報の中に群馬県の情報も含まれることには変化はない。

群馬県の政治、行政のニュースについて、県域放送化になった場合の編成について、特に陳情を受けたことはなく、仮に受けたとしても、編集権の問題があり、ごく慎重に検討を行うことになると考えるが、例えば、県知事の施政方針演説に関する情報など、県民の関心が高いものについては放送する意義があるかもしれない。

イベントなどに関する地元からの取材要請についても、現状では放送の枠が限られている。県域放送化されれば、より多くの要請に応えることが可能となる。

地元の県域放送局である群馬テレビが、NHKの県域放送化に対して消極的な意見を有していることは承知しているが、NHKが全国、首都圏の情報をバランスをとって提供していく役割を有しているのに対して、群馬県の県域放送局としての群馬テレビはもともと別の役割を有しているものである。地元紙やキー局の放送に対して、それぞれの持ち味を出していくということではないかと考えている。

FM放送に関して、現在は夕方の6時から7時に群馬県の情報を放送している。テレビジョン放送の県域放送化に際して、FMの編成方針をどうするかは今後検討する。

⑧群馬テレビ

取材日時	2009年5月22日 14時～15時10分
取材相手	編成局長 金井正明氏 常勤顧問 高橋紀明氏
取材場所	群馬テレビ本社

NHKの県域放送化には反対である。茨城県は、もともと県域放送の独立UHF局がなかったので、NHKが県域放送を行っていることに理由がある。しかし、群馬県については、もともとキー局の放送とNHKの首都圏の広域放送があり、県域放送が存在しなかったために、群馬テレビが県域放送局として放送を開始した経緯がある。NHKの県域放送化は、そのような放送の枠組みを覆すものである。県域での情報をきめ細かく伝えて、地域コミュニケーションに貢献することは群馬テレビが行っており、NHKには群馬県の情報を外に発信するなどの別の役割があるはずである。なお、NHKでは、行政や経済団体の要請や視聴者の支持を主張しているが、群馬テレビの経営への影響について理解を求めれば、関係者もその問題は理解するところであるし、視聴者についてはよく全体像を理解していない面がある。NHKにとっても県域放送化は無駄な投資である。むしろ、群馬県の情報を首都圏に発信することに力を入れてほしい。

関東広域圏における独立UHF局は、そもそもの発足経緯からして、他の放送局と競争をするという考え方ではなく、各県の情報を伝えるという独自の目的でスタートしている。NHKやキー局とは経営規模も違う。広域圏の放送を行っていない県で、県域放送のNHKと複数のキー局系列の県域放送局が競争しているという枠組みと全く異なっている。そこに県域放送局同士の競争という事態を招くと、デメリットのみが多く、経営面で深刻な影響を受けて、キー局系列のローカル局と違い、キー局の支援も受けることができない。

群馬県内の情報の提供に際しては、群馬県（群馬県庁）や前橋市を中心とした情報だけではなく、市町村の情報を満遍なく伝えることとしている。例えば、「市町村ふるさと便」という番組では、順番で15分の枠を各市町村に割り振って、各市町村の情報を放送するようなコーナーを設けている。（本年5月現在）また、選挙報道については、首長選挙、県議会議員選挙、市町村議会議員選挙とも全市町村について特別枠で放送を行っている。気象情報についても、全市町村の情報を放送しており、農業関係者を中心に評価が高い。災害情報については、全县について震度1以上の地震について放送を行っている。

行政単位としての群馬県と放送の区域としての群馬県のギャップはないものと考えている。館林など、どちらかというと東京への意識が強い地区があるが、全県的なまとまりを有していると理解しており、県域放送が実態に馴染んでいる。群馬県民にきめ細かな県内の情報を提供することを第一に考えているが、群馬県

の情報を県外に発信していくことについては、群馬テレビ制作の番組を他のUHF局で放送してもらったり、他のUHF局と共同制作を行うなどしている。

テレビ以外のメディアとの競合に関しては、上毛新聞は、開局当初からの株主であり、情報番組において、コメンテーターとしての情報新聞社から出演や、上毛新聞の主要記事の紹介コーナーを設けるなどのタイアップを行っている。競合する関係にあるとは考えていない。ラジオについては、コミュニティFMとの共同での生放送などの連携を行っている。FM群馬との競合は意識していない。

群馬県との資本関係について、出資以外の融資などは受けていない。日本政策投資銀行から無利子融資を受けるにあたって、県からの出資比率の確保が条件となるなど、県からの出資を受けているメリットもあるが、直接的な補助は受けていない。(県が所有株を売却し、県との資本関係がなくなるということの是非についての質問に対して) そのようなことは考えたことがないが、そのような必要性があるとは思われない。むしろ、県の出資も含めて、「県民の財産」である群馬テレビを県民のために活用してほしい。

(放送番組審議会の委員に県の職員2名を委嘱していることについての質問に対して) 特に経緯や理由を意識したことはなかったが、特定の意味があるわけではなく、政治的な影響を受けたことはない。放送法第51条は、委員について「学識経験を有する者のうちから～」と規定しており、県や民間からなどといった規定はない。放送番組審議会の委員については総務省にも届け出ているので、問題があればご当局からは是正の指示があるだろう。

群馬県議会の中継については、安定的な収入が得られる点でビジネスとしても重要であり、番組としても有意義だと考えている。終日の中継を一部でも視聴する人の割合は4%から5%くらいである。また、一般のスポンサーを募って放送することについては、議会の質疑内容との関係もあり、現実的には困難であろう。

経営面では、地上デジタル放送の設備投資の償却が年間2～3億円程度であり、赤字の状況であるが、償却が終われば、安定的な収支が可能と考えている。

5 調査結果の総括

第3章において述べたように、今回の群馬県における一連の調査においては、第一にNHKの行う総合放送の放送対象地域が関東広域圏の放送から群馬県単県の放送に変更されることについての評価、第二に群馬県単県の放送を従前から行ってきた群馬テレビの今後の経営戦略を事前の問題意識としていた。このうち、群馬テレビの経営戦略に関しては、特に群馬県庁との関係について多くのコメントが得られた。他にも多くの注目すべき事実、意見が得られたが、本稿では以上の2点について総括を行う。

まず、NHKの行う総合放送の放送対象地域については、群馬テレビにおいて同社の行う放送内容との競合との懸念が表明され、上毛新聞からも客観的な意見として、NHKの放送対象地域の変更が群馬テレビの経営に与える影響についての言及があった。一方で、NHKによる群馬県のローカルコンテンツの放送拡大については、地元政財界の要請がなされた経緯があり、今回のヒアリング調査においても、県会議員、地元観光協会関係者から積極的に支持する趣旨の意見があった。NHKの行う総合放送について仮に群馬県のみを放送対象地域とすることに変更したとしても、全国共通のコンテンツを放送する時間が大半を占めることや、首都圏の他の都県(特に東京都)のローカルコンテンツへの視聴者のニーズも存在する可能性があり、NHK前橋放送局におけるヒアリングでも言及されたように、どのようなバランスが具体的に県民のニーズを充足するかについては今後の検討課題であろう。また、群馬県における放送対象地域の変更の結果が、関東の他県の放送対象地域の変更の可否に与える影響もあり、慎重に対処されることと考えられる。しかしながら、多チャンネル化の中で、県民生活に密着したローカルコンテンツの一層の充実を図るというNHKの経営方針は、県域放送制度の本来の意義に忠実なものと考えられ、県域放送制度に立脚して放送を行っている一般放送事業者において積極的に反対するべきものとは考えられない。高崎観光協会の羽鳥理事長の意見にあるようにNHKが群馬県のローカルコンテンツを放送する時間が増すことによって、群馬テレビの視聴者獲得の契機も生まれるとの指摘も傾聴に値するものとする。総じていえば、県議会中継や市町村に関する情報番組の充実など、現時点においても群馬テレビが有しているローカルコンテンツの優位性を考えれば、関東広域圏を放送対象地域とするキー局、全国共通のコンテンツ、首都圏のローカルコンテンツ、群馬県のローカルコンテンツを混合して放送する放送対象地域変更後のNHKの総合放送、群馬県のローカルコンテンツに特化した群馬テレビが並立する群馬県における県域放送制度が、視聴者にとって現在よりバランスの取れたものとなる可能性は高いと考えられる。なお、キー局に対しては、群馬県庁の広報課の意見に見られるように、群馬県のローカルコンテンツについての放送を行う主体として地元側で期待を有していないのが実態であると考えられるものの、県域放送の本来趣旨に鑑みれば、地元からのローカルコンテンツ充実を求める要望も必要ではないかと考えられる。

次に群馬テレビの今後の経営戦略については、群馬テレビ自身からは、積極的な意見は聞かれず、一方で、その他の調査先において群馬県庁との関係に関する意見が述べられたところである。第2章でも概観したように県域放送制度の沿革において、免許付与における地元自治体のイニシアティブは大きく、特にキー局と

の競合という厳しい環境下で開局した群馬テレビについて、群馬県庁をはじめとする地元自治体の支援が必要ことは首肯できると考えられる。一方で、出資、取締役派遣、番組提供、放送番組審議会委員派遣が行われていることの総体については、その評価について議論される余地があるだろう。特に、放送番組審議会委員について複数の県庁の職員がいわゆる充て職の形で、選任理由が対外的に明確に語られないまま就任を続けている現状については、選挙報道等について放送番組審議会で議論がなされるようなケースで問題が顕在化するおそれがある。また、県議会中継についても、県民の政治参加のために有用なコンテンツであり、放送の実施そのものは有意義と思われるが、例えば、県知事と議会が対立する局面等において、県議会中継の実施、不実施が政治的意図によって左右される可能性を排除する必要がある。このため、広告放送が困難であるために群馬県庁自身が番組として提供している現状があるにしても、放送を中立的に保つ保障措置としての放送番組審議会の役割は大きい。群馬テレビにおいては、仮に放送番組審議会の委員の人選に問題があれば、総務省の関与が想定されるであろうとの趣旨の意見があったが、筆者らは放送法の本来の趣旨に立てば、放送番組審議会の委員の人選に総務省が直接関与することを前提とすることが適切ではなく、放送局側で自律的な検討を行うべき問題であると考えられる。総じて、群馬テレビの今後の経営戦略について、具体的な事業の検討は進んでいないにしても、ローカルコンテンツの提供という独自性を一層発揮していくためには、政治的な中立性の確保が基本的な課題であると考えられるが、このことについて悲観的な意見も今回の調査で述べられる中で、自治体の経営支援の問題ともあいまって、課題の解決は必ずしも平易ではないと思われる。

6 終わりに

本稿においては、県域放送制度について、群馬県における実地調査を中心として、課題の抽出を行った。

群馬県においては、関東広域圏で放送を行っているキー局とNHK、独立UHF局である群馬テレビの並立が制度的に特徴的であったが、今後、同様の並立関係の都府県に加えて、キー局系列のローカル局が競合している道県についても、調査を継続する。

また、群馬県については、県内における特定の地方間の歴史的、文化的相違については県域放送制度に大きく影響を与えるものではないとの意見が多数であったが、他県において県内の地方間の独立意識が伝統的に強い例もあることから、このような場合における県域放送制度の課題についても引き続き調査を実施することとする。

〈参考文献〉

日本民間放送連盟『日本民間放送年鑑2008』

箴島専他「地上デジタル放送の難視聴対策の現状と課題」(『慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要No.59』)、2009年

金澤薫『放送法逐条解説』電気通信振興会、2006年

片岡俊夫『放送概論』日本放送出版協会、1988年

松田浩『ドキュメント放送戦後史I』双柿舎、1980年

今泉至明『電波法要説』電気通信振興会、2005年

〈謝辞〉

本調査研究を含む県域放送制度の調査研究について、元毎日放送社長の故高橋信三氏のご遺志により設立された公益信託高橋信三記念放送文化振興基金のご支援を頂いていることに対して心より感謝申し上げます。

また、ヒアリング調査の受け入れを頂いた関係各位にあつく御礼を申し上げます。

最後に、群馬県内における調査全般に関して、山本龍群馬県議会議員、羽鳥修司高崎観光協会理事長から、ヒアリング調査以外にも関係者のご紹介、調査方針についての助言等のご支援を頂いたことに感謝申し上げます。